

## 坂町不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不妊を心配する夫婦が共に不妊検査・一般不妊治療（以下「検査・治療」という。）を受けた場合にその費用の一部を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、もって子供を生み育てやすい環境づくりの推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「検査・治療」とは、医師が不妊症の診断・治療のために必要と認める一連の不妊検査、タイミング療法、薬物療法、人工授精、男性不妊治療等（第3項における医療保険各法の適用となる検査か適用外の検査かを問わない。）をいい、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 体外受精及び顕微授精
- (2) 夫婦以外の第三者の精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (3) この事業の対象となる夫の精子とその妻の卵子を体外受精して得た胚を当該妻以外の第三者に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの。

2 この要綱において「自己負担額」とは、次条の助成対象者が第4条の助成の対象となる検査・治療を受けた場合において、その費用として自己が負担した額の合算額とする。ただし、第3項における医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合においては、被保険者、組合員又は被扶養者が負担すべき額（当該医療費に対する他の法令に基づく給付及び附加給付金がある場合はその額を控除するものとする。）の合算額とする。

3 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第70号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

### (対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 検査・治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であって、申請日において夫又は妻のいずれかが坂町内に住所を有する者
- (2) 検査・治療開始時の妻の年齢が、35歳未満である夫婦
- (3) 町民税等を滞納していない者

(4) 広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成事業の助成決定をされたもの  
(助成の対象となる検査・治療)

第4条 助成の対象となる検査・治療は、平成28年10月1日以降に医療機関において夫婦が共に受けた検査・治療で、それぞれの検査・治療を開始した日から終了するまでの期間が2年以内のものとする。

2 前項において、「夫婦が共に受けた検査・治療」とは、夫婦が別の医療機関において検査・治療を受けた場合を含むものとする。ただし、夫婦のいずれか一方が検査・治療を開始した日の翌日から起算して概ね3か月以内に、もう一方が検査・治療を開始した場合に限るものとする。

(助成の額及び回数)

第5条 助成する額は、助成対象となる検査・治療に係る費用のうち助成対象者が負担した自己負担額に2分の1を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てるものとし、上限額を5万円とする。

2 助成回数は、1組の夫婦につき1回限りとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、次のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して2か月以内（ただし、広島県に当該不妊検査・一般不妊治療費を申請し、決定した期間を除く）に申請するものとする。

- (1) 検査・治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時
- (2) 検査・治療を終了した時（夫婦のいずれかが遅い方）
- (3) 検査・治療の開始日から2年を経過した時

2 前項の申請を行なう者は、不妊検査・一般不妊治療費助成申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成事業助成決定通知書(写し)
- (2) 広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成申請に係る証明書（写し）
- (3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- (4) 住所を確認できる書類
- (5) 医療機関が発行する領収書の写し

3 前項第3号及び第4号に掲げる書類は、町長が必要ないと認めるときは、省略できるものとする。

(助成の決定)

第7条 町長は、申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、助成の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により助成することを決定したときは、不妊検査・一般不妊治療費助成承認決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

3 町長は、第1項の規定により助成しないことを決定したときは、不妊検査・一般不妊治療費助成不承認決定通知書（別記様式第3号）にその旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

4 助成対象年度は、申請日を受理した日を基準とする。

（助成費の返還）

第8条 町長は、虚偽その他の不正手段により助成を受けた者に対して、助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（台帳の整備）

第9条 町長は、助成決定の状況を明らかにするため、不妊検査・一般不妊治療費助成事業台帳（別記様式第4号）を整備するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年10月25日から施行し、平成28年10月1日から適用する。ただし、夫婦ともに平成28年9月30日以前に検査・治療を開始している場合等適用後の要件に該当しない場合には、従前の例による。

（坂町不妊検査費助成事業実施要綱の廃止）

2 坂町不妊検査費助成事業実施要綱（平成28年4月1日）は、廃止する。